

令和 7 年度公益活動団体協働提案負担金 審査基準

当該負担金制度の対象となる協働事業は、酒田市公益活動団体協働提案負担金制度実施要綱に基づき、提案内容について書類審査して採点し、協働事業候補として採択・不採択を決定します。
審査には提案団体および協働課の出席および発表は必要ありません。

【採点項目及び基準】

採点項目	採点基準	配点
協働性	・ 協働事業として行う必要があるか。 ・ 協働による相乗効果が期待できるものであるか。 ・ 団体、行政の役割が明確になっているか。	5×2
公益性	・ 団体内だけではなく、広く社会に利益のある活動か。 ・ 特定の地域・グループだけではなく、多様な市民の参加や利益が見込める活動か。	5×2
課題解決 価値創造	・ 酒田市総合計画に掲げる政策目標等の達成のために、具体的な効果や成果が期待できるものであるか。 ・ 地域課題や社会的な課題の解決又は新たな価値を生む活動か。 ・ 優先的に取り組む必要性の高いものか。 ・ イベントの実施自体が目的となっていないか。	5×2
先駆性	・ 活動のテーマ、取り組み内容は、参考となるものか。 ・ 事業内容に独自のアイデアが盛り込まれているか。 ・ すでに同様な取り組みは行われていないか。	5
実現性	・ 事業内容（スケジュール、内容、場所および対象、実施方法等）は実現性の高い内容となっているか。	5
予算の 妥当性	・ 事業の内容、規模に見合った適正な経費見積になっているか。 ・ 成果に一定程度の費用対効果は見込めるか。	5
継続性	・ 負担金終了後も、継続して行われることが見込めるか。 ・ 今後の発展性が期待される事業か。	5

※採点の基準

5：非常に優れている 4：優れている 3：認められる 2：劣る 1：非常に劣る

※以下のいずれかに当てはまった場合、不採択とします。

- ・ 「協働性」「公益性」「課題解決・価値創造」がどれかひとつでも 6 点未満
- ・ 合計点が 30 点未満（各項目の平均点が 3 点未満相当）